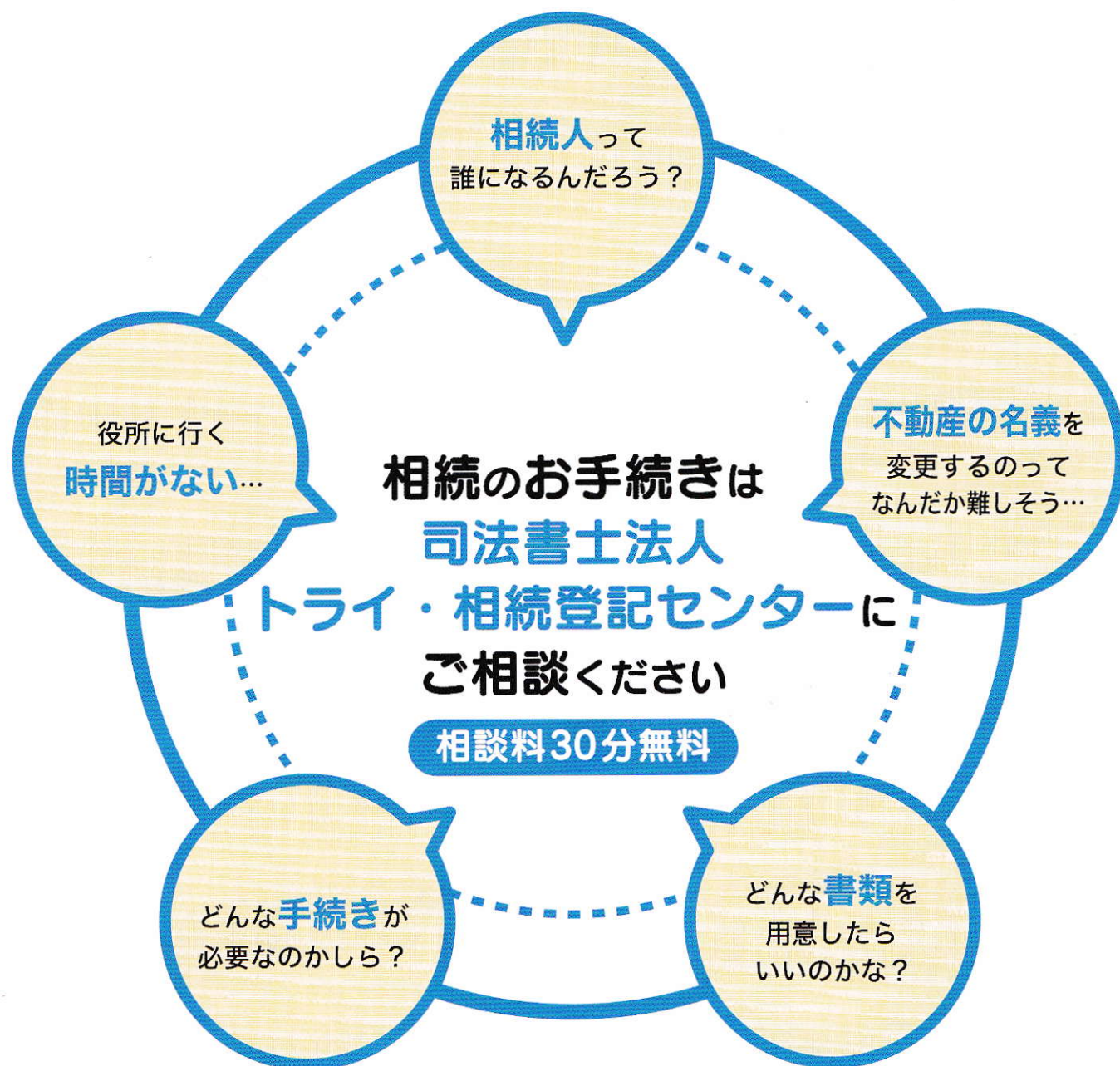


**司法書士法人
トライ・相続登記センター**

相続登記はお早めに

こんなお悩みありませんか？



相続登記に必要な書類 チェックシート ※一般的なケース

1. 被相続人の生涯戸籍	2. 被相続人の住民票の除票など	3. 相続人の戸籍
4. 相続人の住民票	5. 遺産分割協議書 ※遺産分割協議をした場合	6. 相続人の印鑑証明書 ※遺産分割協議をした場合



司法書士法人 トライ・相続登記センター

相続登記は義務化されました

いつから？

令和6年
(2024年)
4月1日からです。

過去の相続は？

過去の相続にも
遡って
適用されます。

何をすれば
いいの？

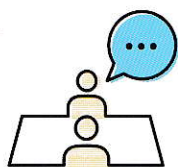
所有権の取得を
知った日から3年以内
に相続登記を
しましょう。

義務に
違反したら？

正当な理由なく
期限に遅れた場合
には、**10万円以下**
の過料が課せられる
可能性があります。

※相続登記の義務化と同様に、令和8年4月1日から住所等の変更登記の申請が義務化され、不動産の所有者は、住所や氏名に変更があった日から2年以内にその変更の登記を申請しなければならないとされました。詳しくは、司法書士法人トライ・相続登記センターまでご相談ください。

相続登記の流れ ※一般的なケースであり、他の手続きが必要となる場合もあります



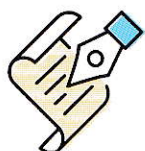
1. 不動産を確認する

【必要となるもの】
登記事項証明書・評価証明書・名寄帳など



2. 不動産を引き継ぐ人を決める

【必要となるもの】
遺言書・遺産分割協議書・戸籍・
住民票・印鑑証明書など



3. 法務局に申請する

【必要となるもの】
申請書・登録免許税・
委任状（司法書士に依頼する場合）など

司法書士に
お任せください



司法書士法人トライ・相続登記センター

代表司法書士 長谷川泰且

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 7-4-4 武蔵ビル3階

TEL 03-5332-3350

FAX 03-5332-3351

Email soudan@try-sozoku.com

アクセス 都営大江戸線「新宿西口駅」より徒歩3分

西武新宿線「西武新宿駅」より徒歩5分

各線「新宿駅」より徒歩7分

トライグループの紹介

主に不動産登記をやっています。

(創立 平成11年4月 個人登録の司法書士・土地家屋調査士事務所)

平成23年に個人事務所を司法書士法人トライへ法人化しました。

グループ事務所：司法書士法人トライ（新宿）

司法書士法人トライ千葉（船橋）

司法書士法人トライ・相続登記センター（新宿）

職 員 数：40名（登録司法書士15名）※令和6年10月現在

事務所の理念：「共存共栄」

「現状に満足することなく、常にチャレンジをしていく」

「感謝の気持ちを持つ」